

ニューヨーク事務所通信

Securities News Digest

この Securities News Digest は、ニューヨーク事務所が、米国等における最近の証券関係の興味深いニュースを紹介したものである。

〔一九九六年五月六日号〕

SEC 関係

レビット SEC 委員長、昨年六月にスモールビジネスの資金調達の促進に関する四項目の提案を行っていたが、二日これらのうち、カリフォルニア州により免除が与えられる五〇〇万ドルまでの証券発行に対しては連邦証券法上の登録免除を付与すること、また、連邦証券取引所法で要求されている SEC への登録・報告義務対象基準を資産総額五〇〇万ドルから一〇〇〇万ドルまで引き上げると発言。さ

らに、インターネット上の World Wide Web にスモールビジネス向けの情報ページを開設したこと、スモールビジネスから電子目録見書その他インターネット関連の質問やアイデアを受け付けるための電子郵便箱を設けたことを紹介。

取引所・自主規制機関等関係

ニューヨーク証券取引所の第一四半期純利益は前年同期比四〇%増の二、一四〇万ドルに。期中の日次平均出来高が同二八%増の四億二、七五〇万株となったほか、新規上場も前年同期の二八社から四四社に増加し上場手数料も増加し、総収入は同一四%増の一億三、四九〇万ドルに。

シャピロ NASDR 委員長、雑誌社のインタビューに答え今後抱負について以下のように語った。

(1) 証券会社や新商品の動向に遅れることなく、また、ブローカー数の増大、四〇一k プランやミューチュアルファンドを通じて市場へ流入する

巨大な資金等に屈することなく挑戦するのが我々の使命である。

(2) 個人投資家の市場参加の飛躍的な増加とともに、市場参加者の公正な扱いを確保するために、我々はできる限りのことを行わなければならない。

(3) NASDR は NASDAQ 市場の監視に対して、また、NASDAQ 市場での取引に関する違反行為の取締りに対して責任を負うつもりである。

(4) NASDAQ に対して NASDR はビジネス上の利害関係はないことから、NASDAQ と NASDR の分離は非常に有益であろう。我々は NASDAQ での取引が規則に則って行われることを確保することについてのみ関心がある。

(5) 我々はまた NASDAQ 市場が投資家に対して影響を与える規則を提案する場合は、その全てを審査するという活発な役割をも担っている。

(6) 私は、経験不足の洗練度の低い機関投資家に對

する OTC デリバティブの販売について懸念している。

(7) サービスや商品の広告のためのインターネットの使用から生ずる多くの執行上の問題が明らかになり、他の規制監督機関とともに、効率的なインターネットの監視方法に関するタスクフォースに参加している。

(8) 大手証券会社やミューチュアルファンド会社が既に行っている WW のホームページ上の広告の目的について現在審査を行っている。詐欺的販売行為がインターネット上なのか、それともその他の場所なのかに拘らず我々の関心事であることに変わりはない。

(9) 非常に早い時期に NASDR をインターネット上に掲載したい。投資家が電話をかけることなしにインターネット上であらゆる情報を得ることができるようになるべきである。また、E-mail を通じて顧客の苦情を受け付けたい。

その他

国際会計基準委員会 (International Accounting Standards Committee, IASC) / クロスボーダーの株式公募や株式上場を容易にする総合的な国際会計基準の規則を、国際証券監督者機構 (International Organization of Securities Commissions, IOSCO) と同意した時期より一五ヶ月早め、九八年の三月までに発表する方針。この変更には、IOSCOの中心メンバーであるSECやNYSE並びにヨーロッパやカナダのメンバーから強い働き掛けがあった模様。

コンピューター・メンテナンスのパーフェクトデータ社(カリフォルニア)、NASD A Q公開銘柄)、インターネット上での自社株の仲介をSECに申請。先に同様な方法で注目を浴びたスプリング・ストリート社のように、パーフェクトデータ社も売り手と買い手の情報をインターネット上の「伝言板」機能に掲示し、実際の売買は当

事者間の交渉に任せるだけであり、しかもNASD A Q市場での自社のマーケットメーカーの連絡先も併せて掲示してあるが、マーケットメーカーの中には自分達が締めだされてしまうのではないかと不安が高まっている。

「Talk of the Town」新種の「乗っ取り」??

ニューヨーク証券取引所の調停委員会は、プルデンシャル証券の一支店のブローカーやセールスマンスタントを意図的に大量に引き抜いたというところで、ペインウェバーに対し二五〇万ドルをプルデンシャル証券に支払うことを命じた。

プルデンシャル証券の訴えによると、ペインウェバーが最近フロリダの一支店のブローカーとセールスマンスタントに対し、法外な金銭的な報酬や手数料分配率を約束して、自社への移籍を勧誘したため、支店長以外のブローカーとセールスマンスタントが全て移籍してしまい、結果的に支店をレッグメイソン社に売却せざるを得なくなってしまう。

企業に圧力をかけて吸収や事業売却を迫った八〇年代の乗っ取りになぞり、ウォールストリートでは、支店閉鎖などライバルに打撃を与えるため、支店のセールス部隊をそのまま移籍させ、事実上支店の機能をマヒさせるこれらの行為を九〇年代の新種の「乗っ取り」と呼び、動向を注目している。

〔一九九六年五月一七日号〕

議会議関係

下院商業委員会、「資本形成、効率、競争を促進するようデザインされた」(ブライリー同委員長)州証券規制権限の削減を柱とする修正フィールズ法案を可決。同法案の主なポイントは以下のとおり。

- (1) ミニチュアルファンドに対する州の規制監督権限をSECに移管するとともに、その他のファンド関連規制を緩和。
- (2) 証券募集に係る州の監督権限を総資産一、〇〇

- 〇万ドル以下の企業のものに限定。
- (3) ライセンスを持たない州でブローカーが年間一回まで証券取引を行うことを容認。

(4) 証券会社が自社の証券ポジション維持のために、保険会社や年金基金などの銀行以外の機関から資金を借入れることを容認。

同法案は今後下院本会議に上程され、圧倒的多数で可決される見通し。一方、上院では今週中にもダマド銀行委員長が下院の同法案に対応する法案を提出する模様。上下両院では、それぞれの法案を可決した後、統合した法案を作成し年内にクリントン大統領に送付したい意向。

SEC関係

SEC、地方銀行のファースター社がミニチュアルファンド及び証券サービスの個人顧客に対し無料決済口座やモーゲージ貸付手数料の割引など銀行サービスの優遇を行うことを認める決定。SECではかつてミニチュアルファンド購入者に対する旅行クーポンの提供などを認めなかった

経緯があった。

SEC、フィデリティー・インベストメントのマゼラン・ファンドの運用者であるヴィニク氏が、昨年及び一昨年、雑誌のインタビューで特定銘柄について強気な発言を行った時期に同ファンドに保有するそれらの銘柄を売却していた件に関し、同氏に対する処罰を行わない見込み。SECによるこの件に関する調査は数ヶ月後に終了する見通しであり、最終的な結論には至っていないが、現在までの調査ではヴィニク氏が市場操作を意図していたことを証明することが困難である模様。

取引所・自主規制機関関係等

米国の五つのオプション取引所、共同で「オプションセントラル」と呼ぶホームページを開設。このホームページでは、一八〇〇もの上場オプションの価格やチャートなどの情報が得られる。オプション業界でも、インターネットをどうビジネスに活用するかの関心が高まっているが、一方でイ

ンターネット上で監督されていない業者の出現や規制の及ばないオプションのような商品の販売について何らかの基準が必要ではとの声も上がっている。

Nasdaq Stock Market、アルフレッド・パークレー氏を新たなNasdaq Stock Marketの会長に任命。パークレー氏は出身元であるアレックス・ブラウン社で投資銀行部門のテクノロジー分野に長い経験を持っている。先のインタビューでは、「発行関連にはあまり精通していないが、機関投資家、個人投資家、証券会社といった市場構成者のバランスに注力していきたい。」旨を発言。また、ハーディマンNASDAQ会長が今後一年限りで一〇年間君臨してきた現職を勇退する意志があることも併せて発表された。

Nasdaq Stock Market、ハーディマンNASDAQ会長の指示のもとに、Nasdaq Small Capの登録維持基準の詳細な見直しを発表。Small Capは米

国で最も登録基準が緩いが、今後の成長性を秘めた小額資本の優良会社が多数存在している市場でもある。見直しの直接的なきっかけとなったのは、「Comparator Systems」という企業。Comparator Systemsは今月初めに一日で一億七、七〇〇万株の取引があり、株価も三セントから一時一ドル七五セントまで跳ね上がったことからNasdaqが取引を停止し、その後SECが一〇日間の当該株式の取引停止を命じるとともに書類審査や取引調査を行うに至った。Comparator Systemsは一株一ドル以上という登録維持基準に達していなかったが、最低二〇〇万ドルの簿価と一〇〇万株の取引高があれば登録維持が可能という規則の適用除外対象条項により引き続き取引が行われていた。

シャピロNASDAQR会長、NASDAQRの大幅な組織変更計画を発表する予定。一三一人の法執行官を新たに採用するほか、規制業務を仲裁や会員の懲罰を扱う全米法執行部門、及びディスクロージ

ヤーと投資家保護を担当する部門など六つの部門に分割する計画。また、一人のディレクターのもとに全ての機能を置いていた以前のいびつな部分を是正していきたい考え。さらに同会長は、Nasdaq Small Cap市場について懸念を有しており、同市場は市場監視部門の一層厳しい調査の対象となろうと発言。また、小型株式がインターネット上で誇大に宣伝されていることに対し、インターネットを用いた株式販促活動のモニタリングに重点を置くべく種々の努力が必要であることを言明。

銀行監督機関等関係

FDIC、四分の一以上の銀行はミューチュアルファンドを販売する際にディスクロージャーが義務付けられている基本的な情報を顧客に開示していないとする銀行のミューチュアルファンド販売の実態調査結果を発表するとともに、同業界のファンド販売に対する監督を強化することを表明。同調査結果によると、顧客の二八％はミューチュ

アルファンドが預金保険の対象ではないことを、また、三〇％は銀行がファンドを保証していないことを開示されなかった。FDICによる規制強化案には、銀行のファンド販売員に対して証券外務員資格を取得することを義務付けること、ファンド販売員を教育する目的のセミナーの開催、及びディスクロージャー慣行に重点を置くよう試験ガイドラインを改訂する計画が含まれる。

証券業界関係

メリルリンチ及びペインウェーバー、株式・経済情報の他に顧客が自分の口座情報を引き出したリ、支払手続を行ったりできる新種のオンラインサービスを年末までに発表する計画。メリルの場合、「メリルオンライン」と呼ばれるインターネットのWorld Wide Webのサイトを使い、「ペインウェーバーの場合には、「ペインウェーバーエッジ」と呼ばれる自社のネットワークを活用する予定。これらのサービスが伝統的なブローカーの機能に取って代わる恐れがあるとの見方に、両社とも、

顧客は信頼できるアドバイザーの「人間的な」アドバイスやカウンセリングを求めているとしている。

ミューチュアルファンド・年金関係

ICIが発表した四月のミューチュアルファンドの資金流入額推計によると、株式ファンドへの純資金流入額は二三〇億ドルに達し、今年一月に記録した過去最高の二九〇億ドルに次ぐ史上二番目の高水準を記録。個人退職勘定（IRA）への搬出が四月一五日に締め切られたことが増加の一因と見られる。うち、米国株ファンドは三月の一七五億ドルから微増にとどまったものの、グローバル及びインターナショナル・ファンドへの流入額が三月の三〇億ドルから拡大したことが株式ファンド全体の増加に貢献。他方、債券・インカムファンドは過去数か月間の微増から、四月は純流入額ゼロとなった。

銀行のミューチュアルファンド資産は今年三月末

までの一年間に三〇・六％増加し、四、一九九億ドルに達したことがリップパー・アナリティカル・サービス社の調べで判明。同増加率はミューチュアルファンド業界全体の資産増加率の三二・二％とほぼ同水準で、最近、業界全体と比較して増加率が鈍化していた銀行業界にとっては朗報。さらに、普通信託資産からミューチュアルファンドへの資産の移動に依存することなく三〇％の資産増加を達成したことにより、今後の展開に楽観的な雰囲気が出頭。しかし、銀行のミューチュアルファンド資産の業界全体に占めるシェアは昨年三月末の一四・三％から一三・八％に低下。

その他

全米証券業協会（SIA）の調べによると、米国投資家は一九九五年中に外国株を五二億ドル、外国債を四六八億ドル買い越し。これは一九九三年に次いで過去二番目の水準。買越し額のうち半分がアジア向けで、日本向けは一九八億ドルに達した。SIAでは、米国市場が驚くほど好調であ

ったにもかかわらず外国証券をこれほど大量に買い越したのは、分散投資により、リスクを下取りターンを上げるといふ考えが米国投資家の間に定着したためと見ている。